

二、の制定及び手続中

一、自前助所付の「口」に、
口、遺子及び政府倉庫の管理を、
失業保険法

と訂正して下さい
実行方法として

一、細則令が公布された後、
労働立法の制定に、
すべし

二、日産の強化に、
れて其の普及方法を、
意見—— 岡村長官

意見—— 鹿嶋長官
防止法なども入れては如何
理由なき解産に對しては如何
なき解産に對しては如何

意見—— 岡村長官
失業保険法も併行して、
ことにしては如何

と書き改むれば凡ゆる労働者並に被僱者を含むやうにするか如何

意見—— 車久大印

施行令八十四条を改正して欲しい
施行令八十四条を九の如く改正して 六の項のハに入れては如何

六、八、施行令八十四条を九の如く改正すること

被僱者たりし分岐に關する係争給付を受けるには被僱者の資格喪失前に
懐疑したること要す

意見—— 飯塚鶴十郎

二、の項の一定期間を定めたい

一年六月と法定しては如何

懇請ありませんか 法定します

意見なしの声あり

神長

では之れにて全部完了しました熱心に察して全従業員の富強に

ましたことを感謝します

以上